

# 駐車場法に基づく 路外駐車場設置（変更）の届出に関する手引

## 目 次

- 1 届出の対象となる路外駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 届出の種類と必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 路外駐車場の構造および設備の基準・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 建築物である路外駐車場の構造および設備の基準・・・・・・・・ 7
- 5 特殊な装置を用いる路外駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 根拠法令

駐車場法（昭和32年法律第106号）

駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）

駐車場法施行規則（運輸省建設省令第12号）

平成25年5月  
秋田市都市整備部建築指導課

## 1 届出の対象となる路外駐車場

次の3つの条件の全てに該当する駐車場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」といいます。）は、あらかじめ、秋田市長（都市整備部建築指導課）への届出が必要です。

- ① 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供される<sup>注1</sup>もの（以下「路外駐車場」という。）
- ② 自動車の駐車<sup>注2</sup>の用に供する部分の面積<sup>注2</sup>が500㎡以上のもの
- ③ 都市計画区域内にあり、その利用について駐車料金を徴収するもの

なお、路外駐車場の出入口整備等の関連で、別途建設部建設総務課との協議が必要な場合もあります。

---

### 注1 「一般公共の用に供される」

駐車場の利用者が限定されず、一般公衆の自由な利用に供されることをいいます。

したがって、特定の人のみのために供されそれ以外の人利用を認めないようなものや、月極駐車場などは、「一般公共の用に供される」とはいいません。

なお、時間駐車と月極駐車を両方を取り扱うものは、「一般公共の用に供される」ものとみなします。

### 注2 「駐車<sup>注2</sup>の用に供する部分の面積」

原則として、車路等を除いた駐車ますの部分の面積をいいますが、車路等と駐車ますとの区別がつかない場合は、合算した面積によります。

## 2 届出の種類と必要書類

### (1) 設置（変更）の届出（法第12条、施行規則第1条）

- ① 路外駐車場設置（変更）届出書
- ② 路外駐車場の位置を表示した縮尺1／10,000以上の地形図
- ③ 次に掲げる事項を表示した縮尺1／200以上の平面図
  - イ 路外駐車場の区域
  - ロ 路外駐車場の自動車の出口および入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く
  - ハ 路外駐車場の附近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分および橋
- ④ 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺1／200以上の各階平面図、2面以上の立面図および断面図

### (2) 管理規程の届出（法第13条、施行規則第2条および第3条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を明記した管理規程を定め、供用開始後10日以内に届け出なければなりません。また、管理規程に定めた事項を変更したときも、10日以内に届け出なければなりません。

- ① 路外駐車場の名称
- ② 路外駐車場管理者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在ならびに代表者の氏名および住所）
- ③ 路外駐車場の供用時間に関する事項（休業日ならびに一日における供用時間の開始および終了の時刻を含むもの）
- ④ 駐車料金に関する事項（確定額）
- ⑤ 路外駐車場の供用契約に関する事項（駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むもの）
- ⑥ 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- ⑦ 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

### (3) 休止等の届出（法第14条）

路外駐車場の全部又は一部を廃止、休止又は再開しようとするときは、あらかじめ、路外駐車場廃止（再開）届出書を提出しなければなりません。

### 3 路外駐車場の構造および設備の基準

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造および設備は、建築基準法などの規定によるほか、次に掲げる技術的基準を満足する必要があります。（法第11条）

#### (1) 自動車の出口および入口（令第7条第1項第1号）

自動車の出口および入口（いずれも車路の路面が道路の路面に接する部分という。）は、次に掲げる道路に設けてはならない。（図-1参照）

（なお、秋田県建築基準条例第11条にも同様の規定があります。）

##### ① 以下に掲げる道路の部分（道路交通法第44条各号）

イ 交差点、横断歩道、自動車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

ロ 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分

ハ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分

ニ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分および当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

ホ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（運行時間中に限る。）

ヘ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分

##### ② 横断歩道（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分

##### ③ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分

（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路および当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側およびその左右20m以内の部分を含む。）

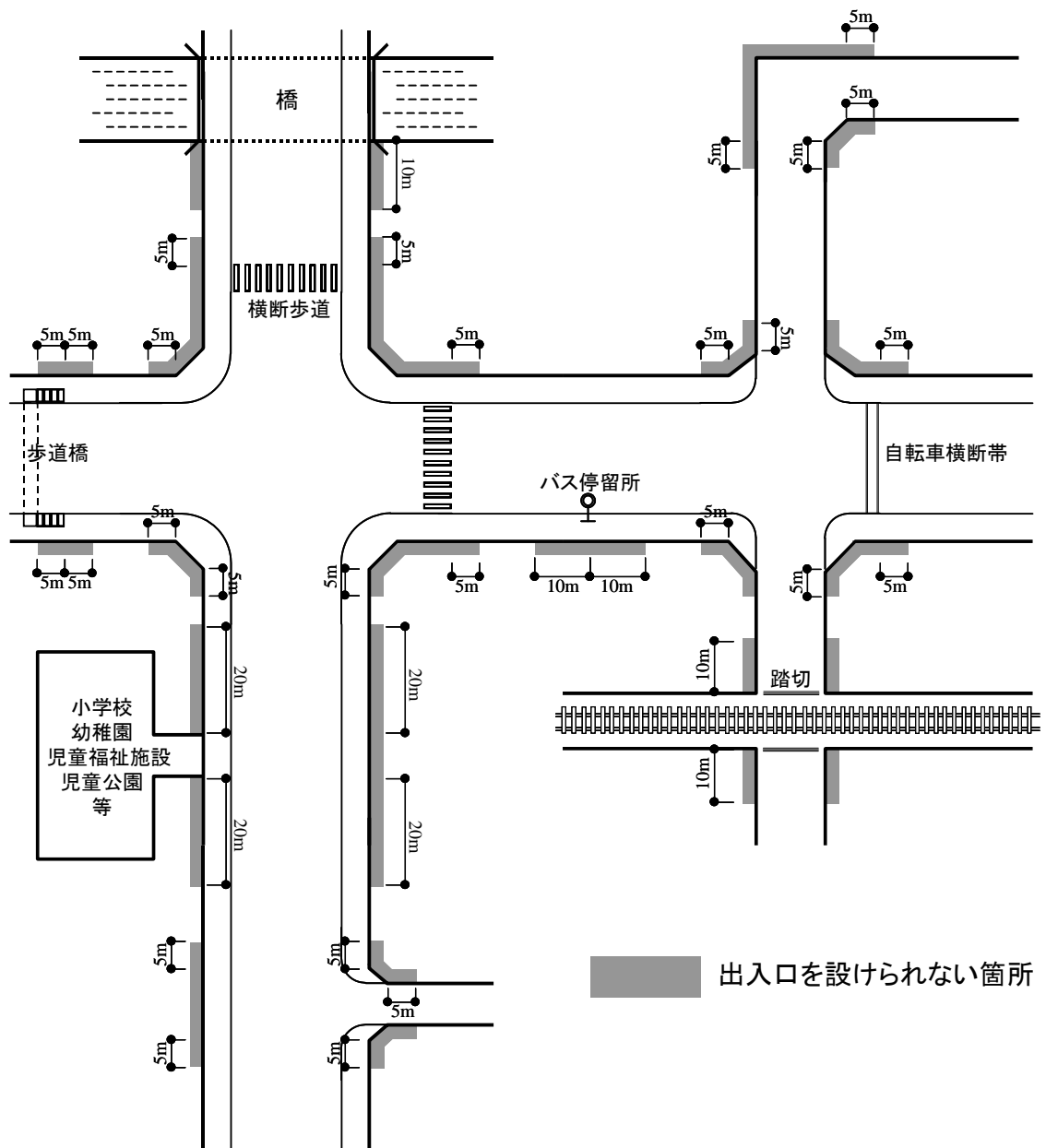
##### ④ 橋

##### ⑤ 幅員が6m未満の道路

##### ⑥ 縦断勾配が10%を超える道路

※ただし、変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が支障ないと認めるものについては、上記は適用しない。

（道路交通法第44条第2項）



図一 自動車の出口および入口を設けられない箇所（例）

(2) 前面道路が2以上ある場合（令第7条第1項第2号）

路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、その限りではない。

### (3) 出口と入口の分離（令第7条第1項第3号）

自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければならない。（図-2参照）

ただし、縁石線又は柵その他これに類する工作物により当該出口および入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときはこの限りではない。

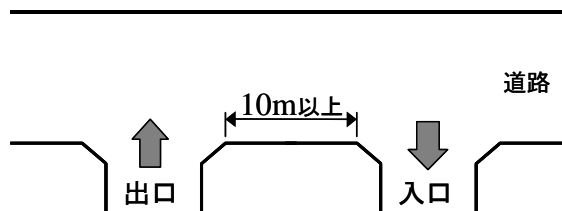


図-2 出口と入口の分離

### (4) 出入口のすみ切り（令第7条第1項第4号）

自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合において切取線と自動車の車路とのなす角度および切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5m以上としなければならない。（図-3参照）

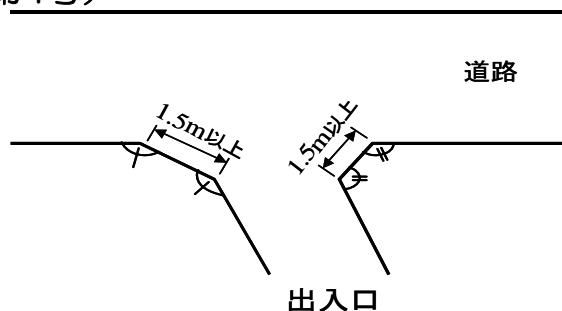


図-3 出入口のすみ切り

### (5) 出口の見透し（令第7条第1項第5号）

自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した自動車の車路の中心上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。（図-4参照）

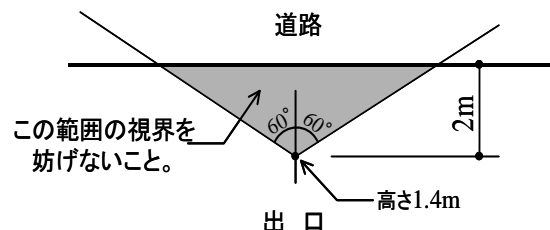


図-4 出口の見透し

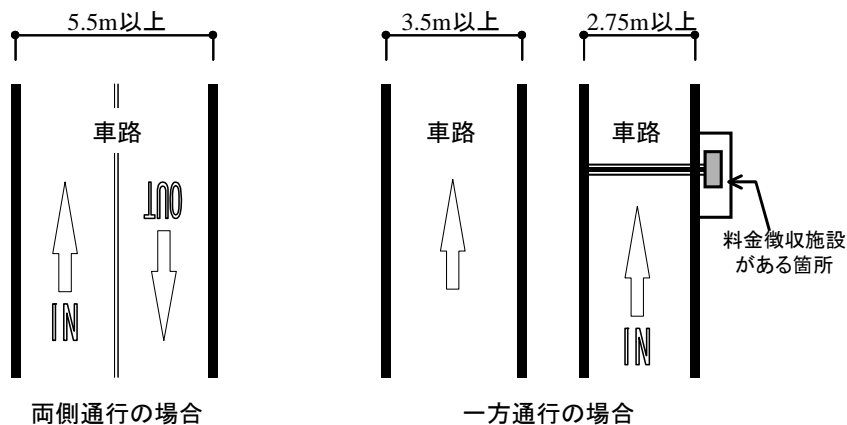
※(2)～(5)の規定は、自動車の出口および入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。（令第7条第4項）

### (6) 車路の設置（令第8条第1項第1号）

路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければならない。

### (7) 車路の幅員（令第8条第1項第2号）

自動車の車路の幅員は、5.5m以上としなければならない。ただし、一方通行の車路にあっては、3.5m（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、2.75m）以上とすることができる。（図－5参照）



図－5 車路の幅員

### (8) 供用時間等の明示（令第17条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間および駐車料金の金額を明示しなければならない。

#### <補足> 駐車ますの寸法

駐車ますの寸法は、乗用車の大半を占める小型車（長さ4.7m以下、幅1.7m以下）を容易に収容することができるように、奥行5.0m以上、幅2.25m（標準2.5m）以上としています。（『道路構造令の解説と運用（日本道路協会編集）』より）

なお、当該路外駐車場が「秋田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく附置義務駐車場である場合には、普通車（バス、トラック等を除く。）も対象としているため、奥行6.0m以上、幅2.5m以上に規定されています。

## 4 建築物である路外駐車場の構造および設備の基準

建築物である路外駐車場にあっては、3の規定に加え、次に掲げる技術的基準を満足する必要があります。

### (1) 車路の構造（令第8条第1項第3号）

- ① はり下の高さは、2.3m以上であること。
- ② 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0m以上の内法半径で回転できる構造であること。
- ③ 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。
- ④ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

### (2) 駐車のために供する部分の高さ（令第9条）

自動車の駐車のために供する部分のはり下の高さは、2.1m以上としなければならない。

### (3) 避難階段（令第10条）

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。

### (4) 防火区画（令第11条）

路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。

### (5) 換気装置（令第12条）

内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

### (6) 照明装置（令第13条）

次に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

- ① 自動車の車路の路面 10ルクス以上
- ② 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上



(7) 警報装置（令第14条）

自動車の出入りおよび道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

## 5 特殊な装置を用いる路外駐車場

特殊な装置を用いる路外駐車場においては、3と4の規定による構造又は設備について国土交通大臣が同等以上の効力があると認める場合、令第6条から第14条の規定は適用しません。（令第15条）